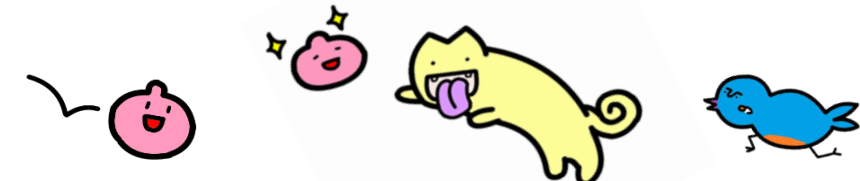


第2章 計画の基本的な考え方



すべての子どもの健やかな成長を切れ目なく支援する子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点の設置



- 基本施策 1** 子育てを支援する総合相談窓口機能の整備
- 基本施策 2** 児童虐待への対応と防止対策の強化
- 基本施策 3** 保健・福祉と教育の情報・意識の共有と連携の強化
- 基本施策 4** 義務教育終了後の継続した支援
- 基本施策 5** 子育て支援資源の育成と協力体制の構築

『相談を支援につなげる』

子どもや子育てにまつわる相談窓口が多様な専門職を配置し、柔軟かつ幅広い相談に対応します。相談記録や健診データを一元管理し、支援漏れを防ぐとともに適切な支援を実現します。

『虐待ゼロへむけて』

虐待の発生を予防するために、子育ての不安感や負担感を解消する支援を充実していきます。虐待の疑いも含めて、できるだけ早期に発見、対応できる体制を構築します。

『支援を広げるSSW』

子どもを取り巻く問題が多様化・複雑化する就学以降の支援には、SSW（スクールソーシャルワーカー）を活用し、学校・家庭・地域の支援ネットワークを強化します。

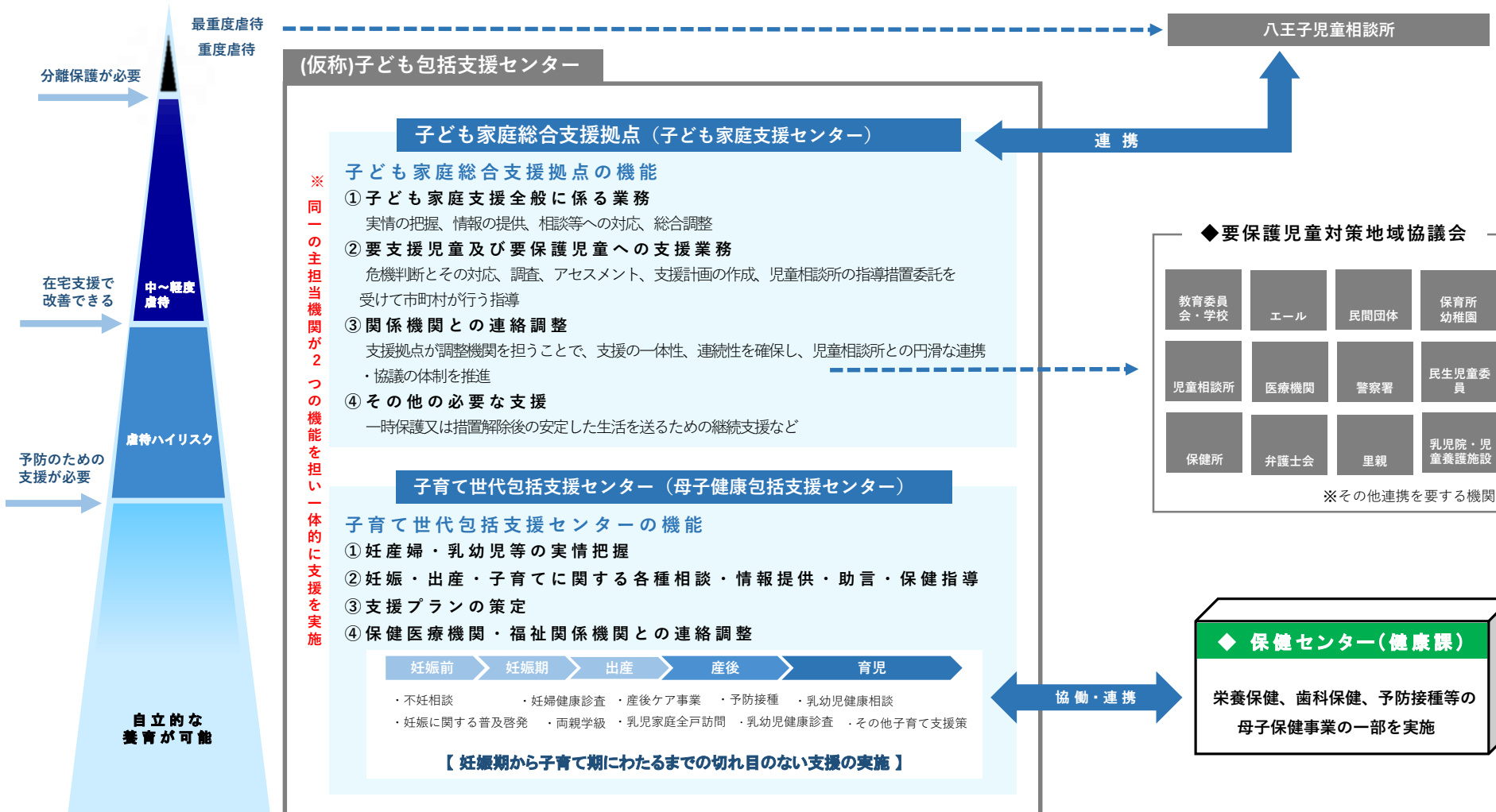
『支援を継続する』

学齢期の不登校、引きこもりなどの問題が長期化し、中学校卒業後も継続的な支援が必要となる場合や、高校中退者への支援などについて取り組みます。

『支えあいの地域づくり』

子育て世代の課題やニーズを地域の様々な人や機関と共有し、子育て支援に主体的に取り組む活動を後押し、支えあいの地域づくりを推進していきます。

◆ 『子育て世代包括支援センター』及び『子ども家庭総合支援拠点』の設置イメージ



◆ 要保護児童対策地域協議会とは

虐待を受けている子どもやさまざまな問題を抱えている要保護児童等の早期発見や適切な支援等を行うために、必要な情報を共有し支援内容の検討を協議し、関係機関の連携と協力のもと適切な支援を行います。センター(子ども家庭総合支援拠点)は協議会の調整機関として地域の子どもを守るネットワークづくりの中心を担います。

◆ 要保護児童対策地域協議会は三層構造

<個別支援会議>

通告や相談を受けたケースの今後の支援を検討する会議。

<実務者会議(地域別会議)>

実際に活動する実務者で構成する協議会の主体となる会議。

<代表者会議>

機関や組織の代表、管理職などで構成され基本的に年1回実施。協議会活動への理解を深め、認識を高めることで、実務者が活発に活動できる環境づくりを推進する。

◆ 保健センター(健康課)

母子保健は妊産婦・乳幼児、思春期・更年期と生涯を通じた健康の保持及び増進を図るとされ、保健センター(健康課)でも母子保健事業の一部を実施している。

(仮称)子育て世代包括支援センター設置後も、母子保健を担う部署として協働・連携して事業を実施していく。